

前橋市介護保険法関係手数料条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額 (1件につき)	手数料を徴収する事務	金額 (1件につき)
1～5 省略		1～5 省略	
6 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定又は法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	2万円	6 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定又は法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	2万円
7 法第115条の45の5第1項の規定による第1号事業を行う者の指定の申請に対する審査	2万円		
備考		備考	
<p>1 同一の事業所において市規則で定める指定居宅サービス事業と指定介護予防サービス事業との一体的な運営をするため、指定居宅サービス事業者の指定及び指定介護予防サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。</p> <p>2 同一の事業所において市規則で定める指定地域密着型サービス事業と指定地域密着型介護予防サービス事業との一体的な運営をするため、指定地域密着型サービス事業者の指定及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。</p> <p>3 同一の事業所において市規則で定める指定居宅サービス事業と第1号事業との一体的な運営をするため、指定居宅サービス事業者の指定及び第1号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。</p> <p>4 同一の事業所において市規則で定める指定地域密着型サービス事業と第1号事業との一体的な運営をするため、指定地域密着型サービス事業者の指定及び第1号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。</p> <p>5 同一の事業所において市規則で定める指定地域密着型サービス事業と指定介護予防サービス事業との一体的な運営をするため、指定地域密着型サービス事業者の指定及び指定介護予防サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。</p> <p>6 同一の事業所において市規則で定める指定介護予防サービス事業と第1号事業との一体的な運営をするため、指定介護予防サービス事業者の指定及び第1号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。</p> <p>7 同一の事業所において市規則で定める指</p>		<p>1 同一の事業所において市規則で定める指定居宅サービス事業と指定介護予防サービス事業との一体的な運営をするため、指定居宅サービス事業者の指定及び指定介護予防サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。</p> <p>2 同一の事業所において市規則で定める指定地域密着型サービス事業と指定地域密着型介護予防サービス事業との一体的な運営をするため、指定地域密着型サービス事業者の指定及び指定介護予防サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。</p>	

定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業及び第1号事業の一体的な運営をするため、指定居宅サービス事業者の指定、指定介護予防サービス事業者の指定及び第1号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。

8 同一の事業所において市規則で定める指定地域密着型サービス事業、指定介護予防サービス事業及び第1号事業の一体的な運営をするため、指定地域密着型サービス事業者の指定、指定介護予防サービス事業者の指定及び第1号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。

9 同一の事業所において市規則で定める同種の第1号事業の一体的な運営をするため、当該同種の第1号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。